



ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

児童扶養手当

離婚をした場合だけではなく！
一度確認してみましょう。

主婦
扶養社保
働く国保
働く社保
退職国保
退職

どんな制度？

父または母と一緒に住むことができないお子さんを育てているご家庭の生活を支援するための手当です。父母がいても重度の障がいがある場合は対象となります。



どんな人が対象となるの？

0歳～高校3年生もしくは20歳未満で一定の障がいがあるお子さんが、次の①～⑨のいずれかに該当するとき。

- ① 離婚 … 父母が婚姻を解消した
- ② 死亡 … 父（母）が死亡した
- ③ 障がい … 父（母）が一定の障がいの状態にある
- ④ 生死不明 … 父（母）の生死が明らかでない
- ⑤ 遺棄 … 父（母）が引き続き1年以上遺棄している
- ⑥ 保護命令 … 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた
- ⑦ 拘禁 … 父（母）が引き続き1年以上拘禁されている
- ⑧ 未婚 … 母が婚姻によらないで懐胎した
- ⑨ その他 … 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である

支給される金額

(令和6年4月時点)

区分		児童1人	児童2人	児童3人
手当月額	全部支給	45,500円	56,250円	62,700円
	一部支給	45,490円	56,230円	62,670円
		10,740円	16,120円	19,350円

所得の限度額表

扶養親族等の数	手当を申請する人		扶養義務者(※1) ・配偶者・ 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人以上	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算	以下 380,000円 ずつ加算

(※1) 手当を申請する人と生計を同じくしている父母兄弟など

手続きに必要なもの

支給事由によって提出する書類が異なります。基本的には下記の書類が必要です。

- 児童扶養手当認定請求書（住民生活課窓口でお渡しします）
- 戸籍謄本
（請求者と対象のお子さんの、発行から1ヶ月以内のもの）
- 請求者名義の通帳
- 住宅の賃貸借契約書（住居が賃貸住宅の場合のみ）
- 請求者の勤務先名、所在地、電話番号がわかるもの
- 健康保険証（請求者と対象のお子さん分）
- 本人確認書類（運転免許証等）
- 基礎年金番号のわかるもの（年金手帳等）
- マイナンバーのわかるもの
（請求者・対象のお子さん・扶養義務者の分）

※ お子さんが別居している場合など、他にも必要書類がある場合があります。

手続きの流れ

＜対象となる①～⑨の状態になった後＞

必要なものをそろえて住民生活課で申請してください。

離婚や配偶者の死亡などの情報が戸籍に反映されるには時間がかかります。自治体や届出内容などによってかかる日数が変わるので、事前に戸籍謄本を取得できる時期を確認しましょう。

＜申請後＞

提出された書類は兵庫県（中播磨健康福祉事務所）で判定されます。申請後2～3か月で判定結果を郵便でお知らせします。認定されると申請した月の翌月分から支給開始となります。

受け取り時期

支払は年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月）、2か月分の手当が振り込まれます。

ポイント！



- 申請前にご相談されることをお勧めします。
- 離婚前提で別居中であっても、申請することはありません。



ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

母子家庭等医療費助成

健康保険が適用される医療費について、
町が保険診療分の自己負担の全額を助成し、受給者さんの費用負担を軽減する制度だよ。

主婦
扶養社保
備付国保
働く社保
退職国保
退職

どんな制度？

ひとり親家庭の親とそのお子さまや両親のいないお子さまが医療機関を受診したときに、窓口で支払う医療費を助成する制度です。助成を受けるには「医療費受給者証」が必要です。



どんな人が対象となるの？

福崎町に住所がある次のいずれかの方。

ただし、お子さまが18歳到達後の最初の3月31日まで（高校等在学中のときは20歳になった月の末日まで）が助成対象です。

- ・母子家庭のお母さんとお子さま
- ・父子家庭のお父さんとお子さま
- ・両親のいないお子さま



母子家庭のお母さん・父子家庭のお父さんとは？

次の理由によりお子さまの生活を支えているお母さん・お父さん

- ・配偶者と離婚または死別し、現在婚姻をしていない
- ・配偶者の生死が明らかでない
- ・配偶者から遺棄されている
- ・配偶者が障がいにより働くことができない
- ・婚姻をせずに母または父となり、現在婚姻をしていない

申請時期

ひとり親家庭等になった後、手続きに必要な書類がそろってから

所得制限があります

お母さん・お父さんのほか、一緒に生活をしている扶養義務者（※）の中で、主に生計を維持している方の所得で判定します。

※ 扶養義務者 … 父母や祖父母、兄弟姉妹など

扶養親族等の数	所得限度額
0人	1,920,000 円
1人	2,300,000 円
2人	2,680,000 円
3人	3,060,000 円
4人以上	以下 380,000 円ずつ加算

注）扶養親族等の数は、年末調整や確定申告で申告した人数です。

助成内容

医療機関の窓口で健康保険証と一緒に「医療費受給者証」を見せることで、医療費（保険診療分）が **入院・外来ともに無料** になります。

※ 健康保険が適用される医療費が助成の対象です。健康診断料や予防注射料、入院の場合の差額ベッド代・食事代などの健康保険が適用されない医療費は対象となりません。

手続きに必要なもの

- 健康保険証（制度の対象となる方全員分）
- 戸籍謄本（制度の対象となる方全員分）←コピーでも OK
※ 離婚や配偶者の死亡などの内容が記載された母子家庭等になったことが分かる戸籍謄本が必要です。
- 住宅の契約書（住居が賃貸住宅の場合のみ）
- 所得確認対象者の所得・課税証明書
（1月2日以降の転入など福崎町で確認ができない場合のみ。）
※ ひとり親家庭等になった理由によっては、上記以外の書類が必要になる場合もあります。

手続きの流れ

〈ひとり親家庭等になった後〉

必要なものをそろえて、ほけん年金課で申請してください。

離婚や配偶者の死亡などの情報が戸籍に反映されるには時間がかかります。自治体や届出内容などによってかかる日数が変わるので、事前に戸籍謄本を取得できる時期を確認しましょう。

〈申請後〉

申請後2～3日で、ほけん年金課から判定結果を郵便でお知らせします。制度の対象となった方には「母子家庭等医療費受給者証」を同封します。

助成開始日

次のうちいずれか遅いほうの日から

- ・ひとり親家庭等になった日
- ・申請した日の属する月の初日

ポイント!

母子家庭等医療費助成制度の対象となった家庭でも、お子さまの医療費受給者証はこれまでどおり「乳幼児等・子ども医療費受給者証」(※)です。お母さん、お父さんには「母子家庭等医療費受給者証」をお渡しします。

※ 乳幼児等・子ども医療費助成対象外の年齢のお子さまは「母子家庭等医療費受給者証」になります。

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

母子・父子家庭等就学就業助成金

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

母子家庭及び父子家庭の子どもが、小学校、中学校に入学及び中学校を卒業するときに助成金を支給します。



対象となる家庭は？

母子家庭 及び 父子家庭

支給される金額

支給対象	支給額
小学校入学の子ども	6,500 円
中学校入学の子ども	8,500 円
中学校卒業の子ども	15,000 円

内 容

助成金は口座振込にて支給します。
(民生委員・児童委員が直接お渡しする場合があります。)

申請手続き

入学・卒業の時期前に対象世帯へ申請案内をお送りします。申請書へ振込先の口座情報等を記入いただき、町へご提出ください。

受け取り時期

毎年 3 月 頃

ポイント!



希望される世帯は、民生委員・児童委員が自宅へ訪問し助成金をお渡しすることもできます。ひとり親家庭は、特に支援を必要とするケースも多いため、民生委員・児童委員とつながりを持っていただき、気軽に相談できる環境を作りましょう。

申請に関するお問い合わせ先

福祉課（役場 1 F 緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線：354・364）

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

交通災害遺児年金

主婦
扶養

社保
働く

国保
働く

社保
退職

国保
退職



どんな制度？

交通災害遺児に対し、年金を支給することにより、児童の健全な育成をお手伝いする制度です



どんな人が対象となるの？

交通事故により死亡した父もしくは母に養育されていた 18 歳未満（もしくは中、高校生）の交通災害遺児を養育している父または母に支給されます。

- ・ 交通災害遺児が、1 年以上福崎町に住んでいる
- ・ 父または母が交通事故当時、1 年以上福崎町に在住している

※ 父または母が再婚した、対象の子が養子縁組により養子になった場合は対象外となります。

まずは住民生活課でご相談ください



手続きに必要なもの

- ☐ 交通災害遺児年金交付申請書（住民生活課窓口にてお渡しします）
- ☐ 交通事故証明書（自動車安全運転センター兵庫県事務所が発行）
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 住民票謄本
- ☐ 通帳（父もしくは母名義）

手続きの流れ

＜交通災害遺児になった後＞

必要なものをそろえて住民生活課で申請してください。

＜申 請 後＞

住民生活課から判定結果を郵便でお知らせします。制度の対象となった方には「交通災害遺児年金支給決定通知書」「交通災害遺児年金証書」を同封します。

受け取り時期

- ・ 7 月（4 月～7 月分）
- ・ 11 月（8 月～11 月分）
- ・ 3 月（12 月～3 月分）

申請に関するお問い合わせ先

住民生活課（役場 1 F 赤い看板が目印）町民窓口係 ☎ 0790-22-0560（内線：374）

ひとり親の子どものために・親がいない子どものために

母子父子寡婦福祉資金の貸付

借りられる資金の種類はなんと12種類！
無利子か低利で借りられます。

主婦
扶養社保
勤<国保
勤<社保
退職国保
退職

どんな制度？

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。

例えば…

- ★ 4月から高校に進学する予定だけど、入学金等事前に必要なお金に不安がある
- ★ 大学在学中だが、仕事の収入が減って授業料が払えないかもしれない
- ★ 就職が決まって運転免許が必要だけど、教習代が用意できないなど、ご相談ください。



どんな人が対象となるの？

- ① 母子家庭の母、父子家庭の父
- ② 寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）
- ③ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）

手続きに必要なもの

- 貸付申請書（貸付相談時にお渡しします。）
- 母子家庭、父子家庭、寡婦であることを証する書類（年金証書、児童扶養手当証書、戸籍謄本）
- 申請者及び申請者と生計をとめている者及び連帯保証人の給与証明書（源泉徴収の写でも可）
- 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- 申請者（借受人）、連帯借受人及び連帯保証人の住民票謄本
- その他、資金に応じ必要な書類（在学証明書、経営診断書など）

手続きの流れ

- ① 福祉課または県健康福祉事務所に相談
- ② 母子・父子自立支援員等による面談
- ③ 貸付申請
- ④ 審査、貸付決定



注意！

ご注意を！

審査には時間がかかります。
ご相談は余裕を持ってお願いします。

資金の種類と金額

種類	内容	限度額（円）
修学資金	就学するために必要な資金	月額 27,000 円 ～ 183,000 円
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金	150,000 円 ～ 590,000 円
就職支度資金	就職する際に直接必要な資金	一回 105,000 円 一括 340,000 円 自動車購入 340,000 円
修業資金	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円
技能習得資金	就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 円 一括 816,000 円 自動車運転免許取得 460,000 円
医療介護資金	医療または介護を受けるために必要な資金	医療・一般 340,000 円 医療・特別 480,000 円 介護 500,000 円
生活資金	知識技能を習得している間の生活に必要な資金	月額 141,000 円
	医療・介護を受ける間の生活に必要な資金	月額 108,000 円
	ひとり親になって7年未満の世帯の生活を安定・維持する間に必要な資金	月額 108,000 円 (259.2 万円限度) 養育費取得 1,236,000 円
結婚資金	失業期間中の生活を安定・維持するのに必要な資金	失業後1年以内 月額 108,000 円
	児童または扶養する20歳以上の子の婚姻に必要な資金	310,000 円
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築または増築するために必要な資金	補修等・一般 1,500,000 円 新増築・特別 2,000,000 円
転宅資金	住宅を移転するための賃借に際し必要な資金	260,000 円

ポイント！

- 修学資金、就学支度資金、就職支度資金、修業資金に関しては無利子、それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子（1%）です。

- その他、ひとり親家庭の親が資格取得を目指したり、就業に結びつく教育訓練を受けたりする場合の給付型の制度や、通勤定期券購入時に割引を受けることができる制度もあります。

申請に関するお問い合わせ先

中播磨健康福祉事務所 ☎ 079-281-9210（代表）

福祉課（緑の看板が目印）町民福祉係 ☎ 0790-22-0560（内線 354）